

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項の規定に基づく届出があったため、同法同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年3月18日

1 届出者の住所、名称及び代表者の氏名

- (1) 住 所 福島県双葉郡大熊町夫沢字北原22
- (2) 名 称 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所
- (3) 代表者の氏名 所長 田南 達也

2 施設の所在する水域の範囲

福島県双葉郡大熊町大字夫沢地先及び同郡双葉町大字細谷地先大芋沢四等三角点より方位角35度19分の方角1,443mの地点を基点とし、この基点より方位角90度00分の方角193mの地点、同地点より方位角180度00分の方角295mの地点、同地点より方位角168度30分の方角172mの地点、同地点より方位角128度30分の方角468mの地点、同地点より方位角39度02分の方角55mの地点、同地点より方位角107度39分の方角96mの地点、同地点より方位角123度30分の方角82mの地点、同地点より方位角213度30分の方角192mの地点、同地点より方位角235度30分の方角510mの地点、同地点より方位角270度00分の方角150mの地点、同地点より方位角179度29分の方角3mの地点、同地点より方位角242度45分の方角153mの地点、同地点より方位角270度00分の方角34mの地点を順次結ぶ直線と陸域とによって囲まれた水域。

3 当該届出により改良しようとする内容

岸壁（物揚場①）において、津波防護壁を設置する工事を実施する。
当該工事の実施による施設の種類、規模及び構造等の届出内容に変更はない。

4 当該届出に係る施設の工事の開始及び完了の予定期日

開 始 令和7年5月 1日
完 了 令和8年3月31日